

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県旅券発給業務

(2) 業務の内容

鳥取県における一般旅券発給に係る電話応対、申請相談、申請・交付窓口業務、旅券作成業務等を行うものであり、その詳細は、「鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「鳥取県旅券発給業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 業務の仕様

仕様書のとおり

(4) 契約期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 予算額

年額28,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 県内に本店、支店等の事業所を有していること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、県内に事業所を有していない者は、県内の事業所に係る登記を完了し、当該登記簿の写しを平成25年2月22日（金）までに5の(1)の担当部局に提出すること。

(4) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格に係る業種区分が役務のうち委託に登録されている者であること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、当該業種区分に登録されていないものは、平成25年1月31日（木）までに競争入札参加資格審査申請（業種区分の変更申請を含む。）に関する書類を5の(2)の場所に提出すること。

(5) 平成24年12月25日（火）から平成25年2月12日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 平成24年2月1日（水）から平成25年1月31日（木）までの間のいずれの日においても、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。

(7) 平成24年12月25日（火）から平成25年2月12日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（当該申立てが行われた日から提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されている者を除く。）でないこと。

(8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

(9) 個人情報保護に関する方針又は規程が定められていること。

3 提案書の評価

提案書の提出後、提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

提出された提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を、鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。

なお、審査委員会の審査委員は、県職員、有識者等4名により構成する。

4 最優秀提案者の選定

審査委員会の評価得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として決定するものとする。

なお、最優秀提案者以外の者についても評価得点により順位付けを行い、複数の者が同点の場合は見積額が安価な者から順位付けを行うものとする。

5 担当部局等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局交流推進課

電話 0857-26-7079

ファクシミリ 0857-26-2164

(2) 競争入札参加資格審査申請に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 提案書作成要領等の交付

鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザルに関する提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）、仕様書、審査要領及び実施要領は、平成24年12月25日（火）以降、鳥取県のインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/6140.htm>）から入手するものとする。

(4) 提案書の提出

本件プロポーザルに参加しようとする者は、仕様書及び提案書作成要領に基づき提案書を作成し、送付又は持参をすること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

ア 提出場所

5の(1)と同じ。

イ 提出期間及び時間

平成25年1月4日（金）から同月31日（木）午後5時までとする。

なお、送付による場合は、平成25年1月31日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

また、持参による提出の受付は、提出期間中の日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

なお、委託業務実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、契約締結の協議の際には提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件等の調整（提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での変更を含む。）を行うものとする。

また、この協議が不調の場合には、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

7 その他

(1) 提案書の無効等

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

また、審査委員会の審査委員に提案者が個別に接触した場合は、失格とする。

なお、最優秀提案者決定後又は契約締結後に上記の事実が判明した場合には、当該決定等を取り消すものとし、それにより鳥取県に損害が生じた場合には当該提案者に賠償を求めるものとする。

(2) 参加費用

本件プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

イ 鳥取県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

この公告に定めるもののほか、本件プロポーザルの詳細は、実施要領及び提案書作成要領による。